

# 第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

- 1 開催日時 平成24年10月11日(木) 13:30~14:35
- 2 開催場所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者  
委員：秦会長、山内保生副会長、河端委員、定岡委員、白石委員、神野委員、高次委員、新田委員、平田委員、藤村委員、村上委員、山内善代委員、渡辺委員 (13名)  
事務局：福祉部長・神野、介護福祉課長・曾我部、副課長・村上・村尾・近藤、藤田  
地域包括支援センター 所長・藤田、副所長・高橋  
傍聴者0人
- 4 協議事項 (1)会長、副会長の選出について  
(2)平成23年度の実績について

## 5 議事録

事務局	会議の開催に当たりまして、福祉部長の神野がごあいさつを申し上げます。
部長	(あいさつ)
事務局	本日も出席の委員の皆様は、平成24年9月1日から、3年間の任期で就任していただきましたが、本日は、改選後初めて開催される会議となりますので、推進協議会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 議事に入ります前に、本日、ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。資料の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞ着席のままお願いいたします。 《名簿の順に紹介》 続きまして、事務局職員の紹介をいたします。 《職員自己紹介》 推進協議会設置要綱第6条により、委員数15人に対し出席委員13人で、本日の会議は、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますこ

	<p>とをご報告いたします。</p> <p>それでは、議題の（１）会長、副会長の選出に移らせていただきます。推進協議会設置要綱第５条により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。</p> <p>（「事務局一任」の声あり）</p>
事務局	<p>事務局一任の声がありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
事務局	<p>それでは、事務局より提案させていただきます。会長は、前会長の新居浜市食生活改善推進協議会会長の秦榮子様、副会長は、前副会長の新居浜市医師会理事の山内保生様をお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。</p> <p>（拍手）</p>
事務局	<p>ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に秦榮子様、副会長に山内保生様が選出されました。それでは、会長、副会長、恐れ入りますが、前の席への移動をお願いいたします。</p> <p>《席移動》</p>
事務局	<p>それでは、秦会長、山内副会長就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、こんにちは。秋祭りを目前にし、大変気ぜわしい毎日を送っていらっしゃるかと存じますが、今日の会議に、委員の皆さまご出席いただきまして誠にありがとうございます。お歴々の皆様の中で、未熟な私が再任ということで選ばれましたが、集大成と思ひまして、全力で任務を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
副会長	<p>新居浜市医師会の山内でございます。議事につきましては、委員の皆さんの活発なご討論をよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。これからの議事進行につきましては、秦会長をお願いいたします。</p>

会 長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。委員の皆様には前もって資料が配布されておりますので、お目通し願っているかと思っておりますので、忌憚のないご意見を活発にお願いしたいと思っております。まず、議題の（２）であります「平成２３年度の実績について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>【介護保険の状況について説明】</b></p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から「平成２３年度の実績」の「介護保険事業の状況について」説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>要介護４と要介護５の方を在宅で介護している家族に、慰労金が出ていると思いますが、これは介護保険料から支出されていますか。</p>
事務局	<p>ねたきり老人等介護者慰労金支給事業で実施しておりまして、給付費には入っていません。資料１４ページにあります。平成２３年度までは、県の実施要綱で運用しておりまして介護保険特別会計とは別枠で、市の財源から県の補助を受けて実施しておりました。平成２４年度からは、介護保険特別会計の中の地域支援事業費で実施しております。</p>
委 員	<p>要介護４から要介護３になり、慰労金がもらえなくなったということを知りましたので質問しました。</p>
事務局	<p>支給の条件は、要介護４、要介護５ということのみではなく、寝たきりの高齢者を在宅で介護している介護者に精神的、経済的な負担の軽減を目的に実施している事業ですので、要介護３になるということは、寝たきりの状態から介護の必要性が低下し、条件に該当しなくなったものと思います。</p>
委 員	<p>資料６ページの給付費で、訪問入浴が減少している理由を教えてください。</p>
事務局	<p>訪問入浴給付費の減少につきましては、一つは事業者が減ってきていること、もう一つは、通所介護が相当伸びていることがあります。通所介護というのはデイサービスのことですが、車いす等で動かないといけない方でも通所介護サービスを提供していますので、自宅で入浴できない方が、通所介護事業所で入浴して帰ってくるというサービスが充実してきており、訪問入浴の需要が伸びなかったということがあります。</p>

会 長	次に、「高齢者福祉一般施策実施状況について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【介護保険の状況について説明】
会 長	ありがとうございました。ただ今、事務局から「高齢者福祉一般施策実施状況について」説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
委 員	老人広場の12か所というのはどこにありますか。
事務局	老人広場は、市内に相当数ありますが、老人クラブや軽スポーツをしている団体から、ここを老人広場に使いたいという申請により登録しています。その登録した中で、依頼があり赤土を入れたのが12か所ということです。
委 員	老人広場は、公共の場所というわけではないのですか。
事務局	河川敷でも登録している場所もありますし、個人の休耕田でも老人クラブや軽スポーツの団体と契約をして使いたいと登録している場所もありますので、公共の場所だけではありません。
委 員	整備するのは赤土だけですか。
事務局	赤土を入れて使っていただくだけです。
委 員	他の県では、子供の遊具の様に高齢者のための体力増強のための遊具のようなものを設置したりしていますが、新居浜市はどうですか。
事務局	今のところ新居浜市の老人広場については赤土の整備を行っていますが、今後は高齢者の人数も増えていきますので、検討していく一つであると思っております。
委 員	国領川の河川敷のベンチを置いたり、草を刈る等の管理はどこがしていますか。
事務局	河川敷自体は県の管轄ですが、地元が使うということで、管理は市の都市計画課がしています。

委員	花見時期など車いす用のトイレが1か所しかないので、他にも何か所か増やしていただきたいと思います。
事務局	担当の都市計画課に要望を伝えます。
会長	ボランティア協議会で、新居浜市内の身障者の方のトイレの調査をしました。河川敷をはじめ、公園や公共の施設のトイレの実態を調査しましたので、担当課では把握できていると思います。他にご意見はありませんか。
委員	団塊の世代が60歳を超えている中、老人クラブは60歳以上で入会できますが、加入者の伸びがないですね。
事務局	この問題は、市の老人クラブ連合会とも協議しながら、何とかしないといけないと検討していますが、60歳以上で加入できますが、なかなか若い方の加入が難しいです。原因としては、個人の需要は、老人クラブで満たされるものではなく、個人的な需要が多く、集団の中で満たされることが難しいと思います。
委員	65歳まで定年が伸び、そうすると60歳で加入するのは無理ですから、変えないといけないと思います。声をかけるのも難しいので、70歳以上で敬老会に来た方には遠慮なく声をかけています。
事務局	魅力ある組織づくりということと、今年は老人クラブの活性化のために県の補助金を受けて備品を整備しています。委託事業等の利用を考えていますが、老人クラブ会員数が増える方向にはいかない現状です。なんとかしていこうという取組みは今後も続けていきたいと思っています。
委員	老人クラブに対する市の補助金は、以前の半額になり、県下で一番少ないのでそのことも要望していこうと思います。
事務局	一人当たりの金額が極端に少ないわけではなく、新居浜市は、老人クラブ連合会に専従職員を配置しています。他市ではしていませんので、金額だけで比べられないと考えます。お金が必要な部分については努力はしています。
会長	引きこもりや孤独死をいかにそれぞれの市町で防ぐかですが、どの団体も補助金を当てにせず、自立して運営し、魅力あるものにしなければなりません。いろいろなことを含めて皆さんの善意と努力と配慮で伸ばしていただき、補

	<p>助金等もできるだけまわしていただきたいと思います。</p> <p>他にありませんか。なければ次に、「地域支援事業実施状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【地域支援事業実施状況について説明】</b></p>
会 長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から「地域支援事業実施状況について」説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>介護費用適正化事業は、要介護認定の適性化ですか。具体的にはどういう事業内容ですか。</p>
事務局	<p>介護費用適正化ということで、介護給付費の適性化です。適性化については、国が主要5事業を示しています。1「認定調査状況チェック」は、委託の認定調査もありますので、今年度から専属の職員を雇用しチェックしています。2「ケアプランの点検」は事業所指導時に合わせて実施しています。3「住宅改修等の点検」は事前審査、現地調査をしてチェックしています。4「医療情報との突合」・「縦覧点検」は、本年度から国保連合会のモデル事業に参加いたしましてチェックしています。来年度からは本稼働ということで、市も本稼働に向けた対応をしていきたいと考えています。5「介護給付費通知」は年3回、利用者の方に全件について通知を出しています。認識をしていただくことと必要以上のサービスを使わないようにしていただくということでしています。</p>
委 員	<p>介護相談員についてですが、地域密着型施設が増え大変だと思いますが、今後居宅事業所に出向き相談したり話を聞いて、居宅のプランの改善につなげるという予定はありますか。</p>
事務局	<p>介護相談員の派遣については、現在入所施設を対象にしており、居宅事業所への派遣は今のところ予定していません。小規模特別養護老人ホームやグループホームが増えましたので、新しく増えた施設への派遣を調整しています。今後、居宅事業所への派遣の必要性があれば、検討はしていきたいと考えています。介護相談員は、施設以外の居宅も対応すべきですが、介護相談員の人数からすれば、現在は対応できない状況です。在宅の方は、地域包括支援センターのランチで家庭を訪問し対応しています。</p>
委員	<p>グループホームでずっと受け入れをしています。毎月であったのが2か月</p>

	に1回になり、新しい施設ができれば、今までの施設での必要性が減るのではないかと思います。
事務局	確かに施設ができてくるとサービスを利用されている方も増えています。介護相談員は、増やしていく予定ですが、欠員が生じている状況ですので、募集しても集まらないという現状で課題になっています。
委員	介護相談員さんは何人いますか。
事務局	20人定員で、現在17人です。
委員	報酬はありますか。
事務局	交通費等は少しお支払いしていますが、ボランティア精神でお願いしています。
会長	他になれば、事務局からお願いします。
事務局	別資料で、事業者公募の募集要項を2件つけています。現在、平成26年度開設の広域型特別養護老人ホーム1施設と地域密着型特別養護老人ホーム1施設の募集をしております。広域型特別養護老人ホームについては、この高齢者保健福祉計画推進協議会で選定委員になり審査していただくこととなりますので、ご了承ください。広域型特別養護老人ホームは、資格要件として新居浜市の社会福祉法人です。地域密着型特別養護老人ホームは、第4期で6施設を公募しましたので、継続の計画ということで、この6施設を整備した法人以外ということで募集しています。今後の公募の予定は、介護保険事業計画に基づき、平成26年度開設のグループホーム2ユニット18人の施設2か所について公募をしていく予定です。また、第4期の介護保険計画の中にあつた、開設していなかった特定施設が、11月に開設することとなり、これで第4期の計画がすべて完了することになりますことをご報告します。
会長	事務局から事業者募集について説明がありましたが、何か質問はありませんか。
委員	広域型特別養護老人ホームについては、多床室ではなくユニット型個室ですか。

事務局	<p>介護保険の報酬改定で、ユニット型個室でない特別養護老人ホームの新規開設については、極端に報酬単価が下がります。多床室との混合型でもすべて多床室の単価になるようです。また、施設整備についての補助金がありませんので、経営上困難であるだろうということで、今回はユニット型個室を基本として募集しております。どうしても多床室ということであれば、経営状況の審査をする必要がでてきます。</p>
会 長	<p>他になければ、閉会のあいさつを山内副会長にお願いします。</p>
副会長	<p>本日は活発なご協議ありがとうございました。高齢者の福祉に関するものは内容がいろいろな分野にわたり、非常に難しいと思いますが、これからもこの会で、新居浜市の高齢者の方が幸せに生きていけるように協議できたらと思います。本日はありがとうございました。</p>
会 長	<p>以上で平成24年度第1回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を閉会いたします。</p>